

# 中国におけるブロックチェーン技術の実用化が進む

## ～ICO 禁止と仮想通貨規制強化を中心に

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス..... 2

#### 中国におけるブロックチェーン技術の実用化が進む～ICO 禁止と仮想通貨規制強化を中心に..... 2

- 2017年に入ってから、ブロックチェーン技術や仮想通貨と密接に関連している「ICO」という新型融資方法が世界レベルで話題となった。ICO取引規模の急速な拡大に対して中国当局は警戒感を高め、2017年9月4日、中国はICO禁止令を公布し、ビットコインをはじめとする仮想通貨取引に対する規制も強化した。中国だけでなく、ほかの国も画期的なブロックチェーン技術がもたらした新たな問題に立ち向かっている。中国は技術発展、リスク防止の両立を実現するために、規制を強化する一方、技術開発の促進を同時に進めている。
- ブロックチェーン技術はまだ発展の初期段階にあり、その実用化を達成するために、技術・法律上の壁を乗り越えなければならない。ICO、仮想通貨取引で現れた問題を解決するに伴い、ブロックチェーン技術の発展の方向性も明確になりつつある。中国におけるICO、仮想通貨取引に対する規制強化はブロックチェーン関連産業の可能性を制限するのではなく、逆に、ブロックチェーン技術の実用化を加速するための助力になることを期待したい。

### 稲垣清の経済・産業情報..... 8

#### 党大会と国務院人事..... 8

- 19回党大会国慶節明けの10月18日から開幕する。その代表は既に選出されているが、今回は国務院(中央政府、行政府)の代表と今後の国務院人事について、解説してみる。
- 国務院人事は党大会よりも先行する場合もあり、その対象者の定年年齢に達した時点で、交代するケースもある。また、地方人事に伴って適宜行われる。その承認手続きも全人代常務委員会において行うことができる。現在の25主要部・委員会のトップの党内地位は、次期党大会において調整される。主として、年齢制限によって、引退(退任)が予想される幹部は中央委員に再任されない。逆に、最近、部長に就任した幹部の中で、党員の地位にとどまっていた幹部は中央委員に選出される。
- 国務院部長・主任クラス(正部級・閣僚級)の党内での地位は、基本的に中央委員ないし中央候補委員である。国務院主要25官庁のうち、この5年間で15組織の部長が交代した。この15人のうち、半分の7が党員(「双非」-中央委員でも、中央候補委員でもない)である。この7人は次期党大会において、中央委員に選出されることが確実視される。また、中央委員候補の部長は、「64歳以下」であれば、中央委員に、同様に今期中央委員の部長も、年齢制限をクリアできれば、中央委員に再任される可能性がある。

### BTMUの中国調査レポート(2017年9月)..... 10

# メインピックス

## 中国におけるブロックチェーン技術の実用化が進む～ICO 禁止と仮想通貨規制強化を中心に

2017年に入ってから、ブロックチェーン技術や仮想通貨と密接に関連している「ICO」という新型融資方法が世界レベルで話題となった。ICO取引規模の急速な拡大に対して中国当局は警戒感を高め、2017年9月4日、中国はICO禁止令を公布し、ビットコインをはじめとする仮想通貨取引に対する規制も強化した。中国だけでなく、ほかの国も画期的なブロックチェーン技術がもたらした新たな問題に立ち向かっている。中国は技術発展、リスク防止の両立を実現するために、規制を強化する一方、技術開発の促進を同時に進めている。

本稿では、ブロックチェーン技術、仮想通貨とICOの概要と関連性を説明したうえで、中国におけるICOと仮想通貨市場に対する規制強化を中心に、盛んになりつつある法規制面の議論について分析する。最後に、中国におけるブロックチェーン技術の実用化に向けた動向と今後の見通しについて紹介したい。

### I. ブロックチェーン、仮想通貨とICOの関連性

ブロックチェーン(分散型記帳方式)<sup>1</sup>は一種の基盤技術であり、「Satoshi Nakamoto<sup>2</sup>」という匿名者が2008年に提起したものである。その後、ブロックチェーンを基礎とした技術がDLT(Distributed Ledger Technology,分散台帳技術)と呼ばれるケースが多くなりつつある。一般的には、「ブロックチェーン技術」はDTLと同じ意味で使われている。

【図表1】ブロックチェーン、仮想通貨、ICOの関連性

名称	本質	関連性
ブロックチェーン	基盤技術	ブロックチェーン技術関連のスタートアップ企業はICOによって仮想通貨を調達する。
仮想通貨	ブロックチェーン技術の副産物	
ICO	資金調達方式	

(出所)公開資料より当行中国調査室作成

仮想通貨はブロックチェーン技術の副産物といえる。ビットコインはブロックチェーンの発案者が作った初めての仮想通貨として2009年に誕生した。その後、ブロックチェーン技術を利用し、独自のブロックチェーンシステムを開発した業者による様々な仮想通貨が出現した。たとえば、現在、時価総額が第2位の「イーサリアム(ETH)」はイーサリアムというブロックチェーン技術を使った仮想通貨である。図表2での仮想通貨の時価総額を見ると、2016年9月までに、ビットコインは79%と圧倒的な割合を占めていたが、2017年6月になると、世界で流通している仮想通貨の時価総額規模が急速に拡大したのと同時に、ビットコインのシェアは急速に低下している。多種類の仮想通貨の出現から、ブロックチェーン技術を基礎としたシステムが多様化していることが見て取れる。

【図表2】主な仮想通貨の時価総額の分布

項目 仮想通貨	2016年9月26日		2017年6月20日	
	割合	時価総額 (億ドル)	割合	時価総額 (億ドル)
ビットコイン(BTC)	79%	94	38%	426
イーサリアム(ETH)	9%	11	31%	348
リップル(Ripple)	2%	2	10%	112
LTC	2%	2	2%	22
その他	8%	10	19%	213
総合	100%	120	100%	1122

(出所)CoinMarketCap.com、Blockchain.infoの統計をもとに当行中国調査室作成

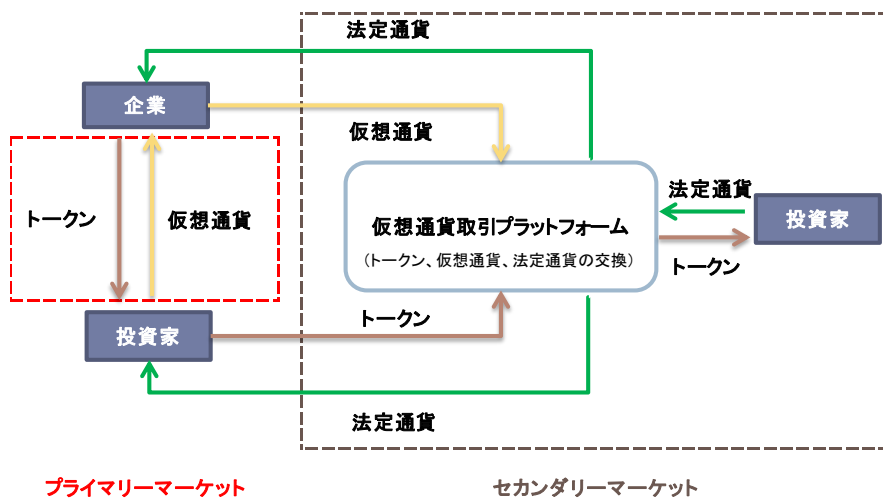
<sup>1</sup> ブロックチェーン技術に関する詳細な紹介は第III部分にまとめてある。

<sup>2</sup> Satoshi Nakamotoによる論文は「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」と題し、取引両方が中間機構を通さずに直接取引(Peer-to-Peer取引)の基盤技術を提案した。

ICO(Initial Coin Offering)は、ブロックチェーン関連のスタートアップ企業が「独自の仮想通貨(トークン<sup>3</sup>)」を発行することによって資金調達を行う仕組みを指す。トークンはスタートアップ企業が作り出した初歩的な仮想通貨であり、ビットコインやイーサリアムといった仮想通貨と比べては完成度が低い。ICO 中の「Coin」はトークンにあたる。

スタートアップ企業はトークンを発行し、投資家からビットコインやイーサリアムなどの流通性の高い仮想通貨を調達してから、これらの仮想通貨を仮想通貨取引所で換金することができる。一方、投資家はブロックチェーン関連企業の将来性を見込んでトークンを持続的に保有し、のちに当該企業のシステムでそのトークンを使用することもあれば、入手したトークンを仮想通貨取引所で法的通貨に変換し、場合によっては売却益を得ることもある。簡単に言えば、スタートアップ企業と投資家の間で取引されるのは流通性の高い仮想通貨、トークンのみとなっており、現金の取引はない。仮想通貨と法的通貨の交換はセカンダリーマーケットで行われている(図表3)。

【図表3】ICOの流れ



中国におけるICOの実例

「小蟻コイン」プロジェクト
2015年11月、中国初めてのICOプロジェクトである「小蟻コイン」は10日間をかけて186口座から投資を受け、投資規模はビットコイン2083.2枚となっており、当時のビットコイン相場から見れば、465万円に相当する。
「量子鏈」プロジェクト
2017年3月、「量子鏈」は117時間でICO目標を達成した。資金調達規模は、ビットコイン11156.766枚、イーサリアム78081.031枚となっており、ビットコイン・イーサリアム相場から見れば、約1億元に相当する。

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

一般的には、ICO はブロックチェーンと仮想通貨を取り入れた一種の購入型クラウドファンディング<sup>4</sup>と見なされる。また、ICO には仮想通貨取引プラットフォームというセカンダリーマーケットが存在することから、新規株式公開 (IPO)と見比べられることも多い。従来の新規株式公開 IPO では株式が発行される代わりに、ICO にはトークンが発行されるが、トークンには株式のような「議決権」、「配当」がっていないのが一般的である<sup>5</sup>。図表4を見ると、ICO はIPO、クラウドファンディングと類似したところはあるが、いずれの定義にも完全に嵌っているとは言えない。ICO は前例のない資金調達方法であるため、金融監督管理の範囲外にあり、それに適した法規制が十分整備されていない状況下では、取引規模が拡大し続けてきた結果、ICO の名を騙った違法集金やマネーロンダリングなどの事件が現れるようになった。

【図表4】ICOと伝統的資金調達方式の異同

	ICO	IPO	購入型クラウドファンディング
何を発行	トークンの将来的使用权	株式	商品/サービスの将来的使用权
何を調達	仮想通貨*	法定通貨	法定通貨
プライマリーマーケット	仮想通貨取引プラットフォーム スタートアップ企業が直接にICOプロジェクトを公開する。当局の許可は必要なし。	証券取引所 企業は当局にIPOを申し込み、許可を得た後、自社株式を証券会社に委託販売する。	クラウドファンディングプラットフォーム スタートアップ企業が直接にプロジェクトを公開する。当局の許可は必要なし。
セカンダリーマーケット	仮想通貨取引プラットフォーム	証券取引所	なし

(出所)当行中国調査室作成

\*資金調達を行う企業はセカンダリーマーケットで調達した仮想通貨を法定通貨に変換するのは一般的である。

3 トークンは「代替通貨」とも呼ばれる。

4 クラウドファンディングに関する詳細分析は経済週報第298号 ([https://Reports.bt muc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20160419\\_001.pdf](https://Reports.bt muc.com/File/pdf_file/info001/info001_20160419_001.pdf)) をご参考ください。

5 トークン保有者に対して「配当」や「議決権」を与えるタイプのトークンは過去には存在したが、一般的ではない。

## II. ICO 取締は仮想通貨市場規範化の出発点になる

### ICO ブームとリスクの拡大

初期時期には、ICO はブロックチェーン業界に使用されるマイナーな資金調達方法であり、その参加者はブロックチェーン技術関連企業、ブロックチェーン技術に詳しい技術者、或いはブロックチェーンの将来性を見込んでいる投資家に集中していた。その後、ブロックチェーン技術開発の進展や仮想通貨の多様化に伴い、ICO の取引規模も拡大し続けており、特に 2017 年に入ってから、世界的に ICO 取引の活発化が見られ、一般的な投資家が参入しており、世界各国の金融当局の注意を引くようになっている。

現在では、ICO に関する正式な統計システムはまだ整っていない。民間機構の統計を見ると、米国の調査会社 Smith+Crown の調査では、2017 年 6 月時点で、ブロックチェーン関連企業が ICO を活用して資金調達を行った金額は約 7 億 5,866 万ドルに達しており、2016 年の年間実績の 7 倍となっている。国家インターネット金融リスク分析技術プラットフォームが発表した「2017 年上半期の国内 ICO 発展状況報告」では、2016 年までに中国国内の ICO プロジェクトは 5 件しかなかったが、2017 年 1~6 月においては、ICO プロジェクトは 65 件に上り、取引金額も 26 億元(3 億 9445 万ドル)に上っている。

前文に述べた通り、ICO はブロックチェーンや仮想通貨などの新技術・新概念と深く関連しており、従来の金融法律法規がカバーできないグレーゾーンを形成した。現段階では、ICO の取引規模はマクロ経済と金融システムに大きな打撃を与えるほどには拡大していないが、仮想通貨に関する法律・規制が完備されていない状況下では流通規模が急速に増加した結果、マネーロンダリング、金融詐欺、違法集金、ネズミ講といった不法行為が多発し、金融市場の秩序を乱すリスクは高まっている。

### ICO を禁止、仮想通貨取引を強力に取締

2017 年 9 月 4 日、中国人民銀行、中国人民銀行インターネット情報弁公室、工業・情報化部、工商総局、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会は「代替貨幣の発行による資金調達<sup>6</sup>のリスクの防止に関する公告」(以下、「公告」という)を発表し、ICO を全面的に禁止し、これまでに ICO を通じて調達した資金の返還を求めることにした。「公告」では ICO の定義を明確化したうえで、ICO の禁止、仮想通貨取引プラットフォーム管理の強化、金融機関の ICO 関連業務の禁止、および一般投資家に対するリスク意識の喚起といった面で対策を打ち出している。

【図表5】「代替貨幣の発行による資金調達 のリスクの防止に関する公告」の抜粋

<b>ICOを違法行為と定義</b>
ICOは批准されていない違法な公開資金調達行為であり、代替通貨の違法発行、有価証券の違法発行、金融詐欺、違法集金、ネズミ講といった違法行為に繋がる恐れがある。ICOに取引されるトークンや仮想通貨は当局が発行した法的通貨ではないことにより、法律上の通貨としての地位がなく、通貨として市場で流通すべきではない。
<b>ICOを禁止</b>
ICOプロジェクトを停止しなければならない。ICO実施済みの企業や個人が調達資金を返還しなければならない。
<b>仮想通貨取引プラットフォーム管理を強化</b>
いわゆる「仮想通貨取引プラットフォーム」は法定通貨とトークン・仮想通貨の交換業務を禁止、トークン・仮想通貨の売買或いは売買の仲介業務を禁止、トークン或いは仮想通貨関連の定価、情報仲介業務を禁止。
<b>金融機関のICO関連業務を禁止</b>
金融機関と非銀行決済機関はICO向け融資や仮想通貨に対する口座、登記、取引、決済といった商品・サービスの提供を禁止。仮想通貨関連の保険サービスの提供を禁止。
<b>一般投資家に対するリスク意識を喚起</b>
ICOには偽造資産リスク、経営失敗リスク、投機リスクといった多重なリスクがあり、詐欺を防止するために、関連投資の実施を慎重にする。

6 「代替貨幣の発行による資金調達」はICO に当たり、トークンは代替貨幣(中国語では「代幣」と略称)に当たる。



ICO はブロックチェーンや仮想通貨といった先端技術・概念に関わっており、現存の法規制の範囲外にあるため、監督管理の難易度が高い。当局は ICO 取引の規模が拡大し始めた時点で厳しい禁止令を打ち出し、リスクが手の届かない程度まで拡大する前に、リスク源を徹底的に摘み取ることが目的と見られる。このため、ICO にとどまらず、それに関連する仮想通貨取引プラットフォームへの取締も厳格化している。

中国国内の火幣網、OKcoin 幣行、比特幣中国といった大型仮想通貨取引プラットフォームは ICO が出現する前にすでに存在しており、仮想通貨取引及び仮想通貨と法定通貨の交換業務を行ってきた。今回の ICO 禁止により、この 3 つの仮想通貨取引プラットフォームは「公告」の要求に応じて仮想通貨の取引業務を全面的に停止することを次々と発表した。北京や上海の地方政府当局は仮想通貨取引プラットフォームに対して立ち入り調査を行い、ICO 関連業務だけでなく、仮想通貨取引関連の業務全般の見直しを促した。

### 世界範囲での規制強化が開始

P2P といった今までの新型金融方式に対する監督管理と比べると、今回の ICO の禁止と仮想通貨取引所に対する取締の強化は迅速かつ強力なものとなった。中国の仮想通貨取引市場は世界市場に占めるシェアは高いため、今回の規制強化は国内だけでなく、国際市場においても大きな波紋を呼んだ。

2013 年から 2017 年初頭まで、中国のビットコイン取引の市場シェアは 90% に達していた。2017 年初頭に、中国当局はビットコイン取引所に対する規制を強化し始めたことを受け、中国ビットコイン市場のシェアは縮小しつつあり、8 月末までに 15% まで下落した。9 月 4 月の強力な規制を経て、ビットコイン相場は取引所の調査などで大きく変動し、市場が混乱しており、中国のビットコイン取引規模が世界ビットコイン市場に占める割合がさらに縮小した。9 月 19 日時点で、中国のビットコイン取引規模のシェアは 7.06% まで縮小し、日本 (46.55%)、米国 (32.17%)、韓国 (7.08%) に続き第 4 位となっている。

【図表6】主要国におけるICOに対する規制の動向

国別	時間	規制動向
中国	2017年9月	中国人民銀行など関連部署はICOを全面的に禁止し、過去にICOを実施したすべての案件について調査を行った上で、これまでにICOを通じて調達した資金の返金を求めることを決定した。
アメリカ	2017年7月	SEC(米国証券取引委員会)が書簡を公開し、「証券先物法の対象に該当するトークンには規制が適用される」と発表した。2017年7月以降、独自トークンを発行したいくつかの米国の仮想通貨関連企業がSECの立ち入り調査を受けた結果、取引停止を言い渡された。
日本	2017年4月	金融庁は「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」を実施し、仮想通貨取引を金融業監督管理下におくことにした。仮想通貨の決済機能を認めるが、仮想通貨取引プラットフォームを運営するには、財務省による特別ライセンスが必要である。
カナダ	2017年8月	GSA(カナダ証券管理局)がICOを監督する必要があることを明らかにしている。
シンガポール	2017年8月	シンガポールの中央銀行であるシンガポール金融管理局(MAS)は証券先物法の対象となるトークンのICOを規制する考えであることを公表した。もしICOにより発行されたトークンが証券法における証券に対する定義に当てはまるとなれば、同法等の規制対象となる。トークン発行者はICO開始前にMASに目論見書を提出してライセンスを取得し、マネーロンダリング・テロ資金対策を講じることも義務付けられる。加えて、そのようなトークンを二次売買する取引業者(取引所など)にもMASの認可が必要となる。

(出所)公開情報より当行中国調査室作成

他国の中央銀行や証券管理部門は仮想通貨や ICO 関連の規則制定を見ると、証券法適用の可能性の提示や投資家に対するリスク喚起など、検討段階にとどまっており、中国当局の ICO の禁止と仮想通貨取引所に対する取締の強化が他の国と比べて比較的厳しい内容となっている(図表 6)。中国今回の全面禁止令が他国の政府にある程度影響を及ぼしており、特に同様な慎重姿勢をとっている米国、カナダ、シンガポールでは、ICO、ひいては仮想通貨への規制が強化される可能性も考えられる。

## Ⅲ. 中国はブロックチェーン技術の開発・実用化を加速

第 I 部分で述べたように、仮想通貨はブロックチェーン技術の副産物で、ICO はブロックチェーン関連企業の資金調達方法であり、ブロックチェーン技術そのものではない。中国国内においても、強力な監督管理はブロックチェーン技術の発展を阻害するのではないかと懸念されている。市場の不安を払拭するために、中国当局は、今回の取締はあくまでも投資家を保護し、不法行為を防止するための手段であり、ブロックチェーン技術を否定したわけではないと強調している。

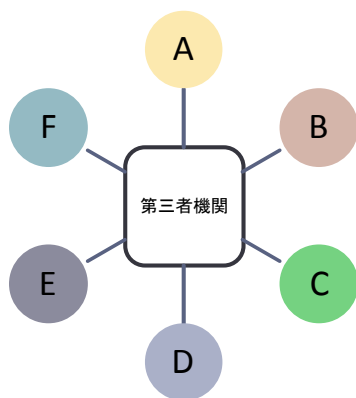
中国当局が仮想通貨や ICO に対する規制強化を推し進めているが、ブロックチェーン技術の開発・実用化に関して前向きなスタンスは崩していない。実際に、中国では、中国人民銀行をはじめとする金融監督管理機構や、フィンテック企業、IT 企業といった関連企業は将来の実用化に備えてブロックチェーン技術に関する研究を着実に進めている。以下では、ブロックチェーン技術の概念を紹介したうえで、中国におけるブロックチェーンの行方を覗いてみる

## ブロックチェーン技術のメリット

ブロックチェーン技術はデータの記録、蓄積、伝達における斬新なルートを提供し、従来の技術にない特性によって安全性の向上、信用コストの削減といったメリットがあることから、ICT 分野における画期的な技術革新と言われている。

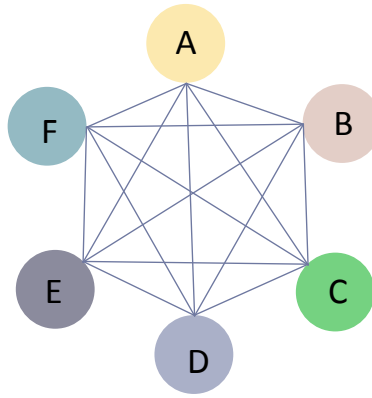
ブロックチェーン技術(分散型記帳方式)の最も重要な特性は「分散かつ安全」であり、仲介役或いは第三者機関に頼らずにしてデータを安全的に伝達・記録・蓄積することを可能にしたことである。ブロックチェーン技術を使えば、多くの分散された「帳簿」がネットワークを形成し、これらの「帳簿」は互いに繋がっている形となる。このブロックチェーンネットワークを通じると、中央集権的な第三者機関を通さずに買い手と売り手が直接取引できるようになることにより、効率が上がる。それに、この取引履歴はブロックチェーンネットワークにおける分散されたすべての帳簿に記録されており、その履歴を改ざんすることが極めて難しいため、ネットワーク上のデータの安全性が高い。

伝統的なシステム



\*取引は第三者機関を通じて行う。  
\*取引履歴は第三者機関に記録・管理される。

ブロックチェーンシステム



\*取引は売買双方で直接行う。  
\*取引ごとに全部の台帳に記録が残される。取引履歴はすべての台帳に記録・管理される。

## 実用化に向けて

ブロックチェーン技術は 2008 年に初め提起されてから 9 年経ったが、まだ発展の初期段階にあることを否めない。様々な技術的課題を直面しているブロックチェーン技術は実用化に向ける道のりが長いと思われる。現段階では、ビットコインを代表とした仮想通貨はブロックチェーン技術による数多くの応用分野の 1 つであり、最も進んでいる分野でもある。他には、不動産登記、債券取引登記、クロスボーダー決済といった分野におけるブロックチェーン技術の応用が想定され、ブロックチェーン技術関連のスタートアップ企業はブロックチェーン技術を基盤にシステム開発を行い、様々な応用分野における活用法を模索している。

技術開発型のスタートアップ企業のほかに、銀行をはじめとする大型企業はブロックチェーン技術を取り入れることで効率の向上やリスクの削減を図っている。今までの実績を見ると、ブロックチェーン技術の応用は主に決済業務に集中している。中国の実例としては、2017 年 1 月に、郵政貯蓄銀行と IBM がブロックチェーン技術を基礎とした資産カストディシステムの運営を開始したことや 2017 年 2 月に、招商銀行がブロックチェーン技術をクロスボーダー決済に実用化させたことなどが挙げられる。

実業界での応用だけでなく、中国人民銀行はブロックチェーン技術を取り入れた「法定デジタル通貨(CBDC,

Central Bank Digital Currency)<sup>7</sup>の導入に向けて努力している。2014年から、中国人民銀行は他国と比べて早い段階で CBDC に対する研究を開始していた。2016年1月、中国人民銀行は将来的には CBDC を導入することを目標として掲げ、世界から注目を集めた。2017年1月、中国人民銀行傘下にデジタル通貨研究所が運営を開始した。同月、中国人民銀行が CBDC の先行試験的なプロジェクト「デジタル手形取引プラットフォーム」のテスト運営を完成し、ブロックチェーン技術の実用化に向けて大きな一歩となっている。2017年5月に、中国人民銀行はフィンテック委員会を設立し、金融業における技術革新に関する計画制作と協調管理を図る。先述したデジタル通貨研究所もフィンテック委員会の構成メンバーの1つである。

ブロックチェーン技術はまだ発展の初期段階にあり、その実用化を達成するために、技術・法律上の壁を乗り越えなければならない。ICO、仮想通貨取引で現れた問題を解決するに伴い、ブロックチェーン技術の発展の方向性も明確になりつつある。中国における ICO、仮想通貨取引に対する規制強化はブロックチェーン関連産業の可能性を制限するのではなく、逆に、ブロックチェーン技術の実用化を加速するための助力になることを期待したい。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部

中国調査室 于瑛琪

---

<sup>7</sup> 法定デジタル通貨は中国語では「法定数字貨幣」という。国際決済銀行(BIS)が2017年9月17日に発表したレポートでは、法定暗号通貨(Central bank cryptocurrencies, CBCCs)と名付けられているが、CBDCと同じ意味である。

## 稲垣清の経済・産業情報

### 党大会と国務院人事

#### I. 国務院構成メンバーの党内地位

19回党大会国慶節明けの10月18日から開幕する。その代表は既に選出されているが、今回は国務院(中央政府、行政府)の代表と今後の国務院人事について、解説してみる。

国務院の主要ポストは、総理、副総理、国務委員(秘書長)であり、このメンバーが毎週水曜日午前中行われる国務院常務会議(日本の閣議に相当)の参加者である。部長(大臣)クラスを交えた拡大常務会議は四半期ごと、年4回行われる。常務会議構成メンバーは中央委員以上であり、総理は政治局常務委員、副総理のうち常務(筆頭)副総理も政治局常務委員、3人の副総理は政治局委員、副総理級の国務委員は中央委員という党内地位がほぼ決まっている。そして、部長・主任級は中央委員が基本であるが、一部中央候補委員であることもある。

1表 国務院主要機関と部長人事

	氏名(年齢)	党大会代表	党内地位	19回大会以後(予想)
総理	李克強(62)	✓	政治局常務委員	政治局常務委員、総理留任
副総理	張高麗(71)	✓	政治局常務委員	退任
"	劉延東(72)	✓	政治局委員	退任
"	汪洋(62)	✓	政治局委員	政治局常務委員に昇格、常務副総理
"	馬凱(71)	✓	政治局委員	退任
国務委員	楊晶(64)	✓	中央委員	退任?
"	常万全(68)	✓	中央委員(国防)	退役
"	楊潔篪(67)	✓	中央委員(外交)	政治局委員・副総理昇格か?
"	郭声琨(63)	✓	中央委員(政法)	留任か?
"	王勇(62)	✓	中央委員	留任か?
秘書長(兼)	楊晶(64)	✓	中央委員	
外交部	王毅(64)	✓	中央委員	国務委員へ昇格か
国防部	常万全(68)	✓	中央委員	退役
国家発展改革委員会	何立峰(62)	✓	中央候補委員	中央委員に昇格・留任
教育部	陳宝生(61)	✓	中央委員	留任
科学技術部	万鋼(65)	-	-	万鋼は非党員、交代か(非党員が続くか)
工業信息化部	苗圩(62)	✓	中央委員	留任
国家民族委員会	巴特爾(蒙古、62)	✓	中央委員	留任
公安部	郭声琨(63)	✓	中央委員	留任
国家安全部	陳文清(57)	✓	党員(中央紀律委)	中央委員・留任
監察部	楊曉渡(64)	✓	党員(中央紀律委)	中央委員・留任
民政部	黃樹賢(63)	✓	中央委員	中央委員・留任
司法部	張軍(61)	✓	党員(中央紀律委)	中央委員・再任
財政部	肖捷(60)	✓	中央委員	中央委員・再任
人力資源社会保障部	尹蔚民(64)	✓	中央委員	退任
国土資源部	姜大明(64)	✓	中央委員	退任
環境保護部	李干傑(53)	✓	党員	中央委員・再任
住宅・都市農村建設部	王蒙徽(57)	✓	党員	中央委員・再任
交通運輸部	楊伝堂(書記、63)	✓	中央委員	退任
	李小鵬(部長、58)		中央候補委員	中央委員・再任
水利部	陳雷(63)	✓	中央委員	退任か?
農業部	韓長賦(63)	✓	中央委員	退任か?
商務部	鍾山(62)	✓	党員	中央委員・再任
文化部	雒樹剛(62)	✓	中央委員	中央委員・再任
国家衛生計画出産委員会	李斌(女、63)	✓	中央委員	退任か?
中国人民銀行	周小川(69)	✓	党員	退任
審計署 (会計検査院)	胡沢君(女、62)	✓	中央委員	再任

注: 氏名あとのカッコ内は2017年時点での満年齢である。



国務院人事は党大会よりも先行する場合もあり、その対象者の定年年齢に達した時点で、交代するケースもある。また、地方人事に伴って適宜行われる。その承認手続きも全人代常務委員会において行うことができる。現在の25主要部・委員会のトップの党内地位は、次期党大会において調整される。主として、年齢制限によって、引退(退任)が予想される幹部は中央委員に再任されない。逆に、最近、部長に就任した幹部の中で、党員の地位にとどまっていた幹部は中央委員に選出される。

## II. 党大会以後の国務院人事

国務院部長・主任クラス(正部級・閣僚級)の党内での地位は、基本的に中央委員ないし中央候補委員である。国務院主要25官庁のうち、この5年間で15組織の部長が交代した。この15人のうち、半分の7が党員(「双非」-中央委員でも、中央候補委員でもない)である。この7人は次期党大会において、中央委員に選出されることが確実視される。また、中央委員候補の部長は、「64歳以下」であれば、中央委員に、同様に今期中央委員の部長も、年齢制限をクリアできれば、中央委員に再任される可能性がある。

国務院部長クラスの「定年」は基本的に、「64歳」であり、「50後」世代も前半の1953年生までが「年齢制限」の対象者となり、ほぼ自動的に退任となる。しかし、「63歳」も微妙であり、「早期退任」を求められる可能性もある。

2表 国務院部長クラスの今後の異動予想

	対象者数	該当者	備考
新任	15	何立峰(62)、肖捷(60)など。	ほとんどがそのまま部長として残る可能性が高い(一部移動)
留任	2	苗圩(62)、郭声琨(63)	異動の可能性もある
退任	8	周小川(69)など。	非党員の万綱(65)も対象

## III. 注目の人事

党大会で中央委員が選出され、その中央委員会において党の最高人事(政治局常務委員、政治局委員)が決定される。これらの党内人事を受けて、年内には地方人事の調整が行われる。その過程で国務院人事も起こりうるが、国務院人事、国家人事は基本的に2018年3月開催予定の全人代で行われる。国家主席、副主席、全人代、政協、法院など一連の人事であり、国務院部長クラスもその人事を受けてのことである。

しかし、この中で注目される人事は多くはない。まずは、総理、副総理(常務)人事であるが、これは、党大会における政治局常務委員人事によってほぼ自動的に決まる。李克強総理の再任はほぼ確定であるが、王岐山の就任(その場合、李克強は全人代委員長)の可能性もゼロではない。常務副総理は汪洋副総理の昇格が固いところであるが、胡春華(54歳、広東省書記)の声もある。

次いで、国務委員では楊潔篪(67)の去就が注目される。党大会後に予定されているトランプ米大統領の訪中を控え、米中関係強化のためにも、楊潔篪の存在は大きい。外交担当の副総理に就任する可能性すら否定できない。しかし、その場合、外交部長の王毅の処遇に大きく関わる。外交部長歴任者はが、外交担当の国務委員に就任するパターンからみると、外交責任者がさらに増えることになる。さらに、王毅の後任外交部長は誰か。次期駐米、駐日大使を含め一連の外交人事がいま、北京における外交筋のホットは話題となっている。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません。)

### 稲垣 清 三菱東京UFJ銀行(中国)顧問

1947年神奈川県生まれ。慶応義塾大学大学院終了後、三菱総合研究所、三菱UFJ証券(香港)産業調査アナリストを歴任。現在、三菱東京UFJ銀行(中国)顧問。著書に『中国進出企業地図』(2011年、蒼蒼社)、『いまの中国』(2008年、中経出版)、『中国ニューリーダーWho's Who』(2002年、弘文堂)、『中国のしくみ』(2000年、中経出版)など。



---

## BTMU の中国調査レポート(2017年9月)

---

- BTMU CHINA WEEKLY 2017/9/20  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j7u8syet3lHfccbb56blid0j7u8ulxqm9>  
国際業務部
- 経済見通し(2017年8月)  
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>  
経済調査室
- BTMU 中国月報第140号(2017年9月)  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j7qyl08p8pHc5262eb0lid0j7qync29wj>  
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214